

平成 2 5 年第 2 回定例会

小清水町議会会議録

平成25年第2回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年3月5日（火曜日） 午前9時29分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報告第 1号 各常任委員会所管事務調査報告について
- 第 5 発議第 1号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
- 第 6 発議第 2号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
- 第 7 発議第 3号 小清水町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第 8 発議第 4号 小清水町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 発議第 5号 議会の権限に属する軽易な事項の指定について
- 第10 議案第 4号 小清水町暴力団の排除の推進に関する条例制定について
- 第11 議案第 5号 小清水町債権管理条例制定について
- 第12 議案第 6号 小清水町過疎特別対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第 7号 小清水町屋外体育レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第 8号 小清水町社会福祉法人の助成に関する条例制定について
- 第15 議案第 9号 児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について
- 第16 議案第10号 寿の家条例を廃止する条例制定について
- 第17 議案第11号 小清水町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例制定について
- 第18 議案第12号 小清水町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
- 第19 議案第13号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第14号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例制定について
- 第21 議案第15号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例制定について
- 第22 議案第16号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定について
- 第23 議案第17号 小清水町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議案第18号 小清水町道路の構造の技術的基準に関する条例制定について

- 第25 議案第19号 小清水町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例制定について
- 第26 議案第20号 道路専用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第27 議案第21号 小清水町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例制定について
- 第28 議案第22号 小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第29 議案第23号 小清水町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第30 議案第24号 小清水町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定について
- 第31 議案第37号 止別公民館の指定管理者の指定について
- 第32 議案第38号 町道の認定について
- 第33 同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第34 議案第25号 平成24年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について
- 第35 議案第26号 平成24年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第36 議案第27号 平成24年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第37 議案第28号 平成24年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第38 議案第29号 平成24年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第39 議案第30号 平成24年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第40 議案第31号 平成25年度小清水町一般会計予算について
- 第41 議案第32号 平成25年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第42 議案第33号 平成25年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第43 議案第34号 平成25年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第44 議案第35号 平成25年度小清水町簡易水道特別会計予算について
- 第45 議案第36号 平成25年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算について

○出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本議会に出席を求めた者

小清水町長	林直樹	君
小清水町教育委員長	鬼塚茂	君
小清水町農業委員長	今村昇	君
小清水町代表監査委員	中島正喜	君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明	君
総務課長	加藤友幸	君
出納室長	瓢子正	君
企画財政課長	鈴木祐之	君
町民生活課長	横山仁	君
保健福祉課長	久保弘志	君
産業課長	権藤結	君
建設課長	服部隆文	君
愛寿苑長	河西定博	君
保育所長	横田秀昭	君
高齢者生活福祉センター施設長	斉藤高広	君
教育課長	渡邊等	君
管理課長	金原武浩	君
社会教育課長	瀧口顕	君
図書館長	瀧口顕	君
農業委員会事務局長	権藤結	君
監査委員事務局長	中野也寸志	君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野也寸志	君
書記	窪田浩子	君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成25年第2回町議会定例会を開会いたします。
(開会 午前9時29分)

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
5番 八木勝正議員 6番 槻間善高議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
遠藤満夫議会運営委員長。
9番。
○議会運営委員長（遠藤満夫君）2月25日に議会運営委員会を開催し協議の結果、会期を今日3月5日より3月12日までの8日間と決定をしたところです。
以上、報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期8日間であります。
これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶものあり)
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって会期を本日から3月12日までの8日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を、事務局長から報告させます。
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
12月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受領しましたので、その写しを配付しております。
本日の議案につきましては、事前配付にかかるもの以外に平成25年度予算編成方針を配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

併せて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）皆さん、おはようございます。

定例町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

今年の冬は、ことのほか降雪と厳しい寒さが続いておりましたが、3月に入りまして、朝夕の厳しい寒さは残っているものの、日中の陽射しによりやがて寒さの緩みを感じることができるようになって参りました。

そうした本日、平成25年第2回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには、時節柄公私ともに何かとご多用の中、全員のご応召を賜りましたことに心からお礼申し上げます。また、議員の皆さまには、町政発展のため、それぞれのお立場から多大なご支援、ご協力をいただいておりますことに重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

さて、国政におきましては、昨年12月26日、金融緩和とインフレ目標の設定によるデフレからの脱却を最優先課題としてスタートした新政権は、発足から約2週間で経済再生の実現に向けた緊急経済対策を盛り込んだ過去2番目の規模となる総額13兆円規模の大型補正予算を閣議決定し、この補正予算と新年度予算を合わせた切れ目のない経済対策を進めておりました、間断なく経済対策に取り組む実行力に多くの国民から期待が寄せられております。

この政府の緊急経済対策に対する本町としての対応であります。可能な限り特定財源を確保するため、過去において財源面から早期実施を躊躇せざるを得なかった事業や、平成25年度当初予算で予定していた事業などを精査した結果、国の補正予算で有利な財源確保が見込まれる事業につきましては、本日ご提案させていただきます平成24年度一般会計補正予算第6号に追加計上させていただきます。国の経済対策補正予算に即応して参りたいと考えておりますので、どうぞご理解を賜りたいと存じます。

次に、本定例会にご提案させていただきます案件につきましては、条例の新規制定及び改廃21件、止別公民館の指定管理者の指定、町道の認定及び人事案件の同意各1件。次に、平成24年度補正予算につきましては、主に、先ほど申し上げました国の経済対策補正予算を活用した、緑ダムを中心とする農業用水管理システム等の施設整備費5億30万円、防雪柵などの整備費1億2千173万円、事業費総額6億2千203万円の追加をはじめ、この冬の大雪による除排雪費用の不足見込額1千521万円、本年度の決算見込みにおいて多額の収支不足が見込まれる国民健康保険特別会計に対する基準外の繰出金6千200万円追加のほか、予算の最終執行見込みによる計数整理を含めた一般会計などの各会計補正予算6件、更に、平成25年度一般会計など新年度の各会計予算6件、合わせまして36案件をご提案することとしておりますので、よろしくご審議を賜り原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、お礼を兼ねまして挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配布しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

行政報告書の裏面の2ページ右側の上段、道東地方暴風雪被害の対応について補足説明させていただきます。

去る、3月2日から3日、発達した低気圧が通過した影響で、町内全域が暴風雪に見舞われ、避難所の開設等によりまして対応したところがございます。

被害概要につきましてはここに記載のとおり、観光バス、大型トラック、一般車両が立ち往生いたしまして、浜小清水地域を中心に帰宅困難者等が発生し、また、2日夜から3日朝にかけて浜小清水地区の一部172戸が停電になったところがございますが、3日朝には全面復旧したというのが状況でございます。

私どもの対応等でございますが、道の駅はなやかを避難場所として開放いたしました。観光バス5乃至6台、トラック、一般車両数台、そういった方々で約200名でございます。

次に、愛ホールを宿泊避難所といたしまして開設いたしまして、食料、水等の提供をさせていただいたところがございます。また、観光バス1台が旧北陽小学校の付近で故障いたしまして、ラジエーターが故障してもう暖房も効かないということで、観光客が約40名程度でございますが、本当に寒さの中、7、8時間耐えたというようなことで、委託事業協同組合にお願いいたしまして、除雪車で消防の動員車が現場まで行きました。その観光バスのお客さん、運転手さん、添乗員さん42名を消防の動員車で2往復して愛ホールに収容したところがございます。収容した時間は、おおよそ第1陣が1時15分くらい、25名を収容しました。第2陣が3時過ぎと、残った方を収容したというようなことでございまして、最終的には愛ホールでは、一般避難者を含めまして57名程度が避難をされたということでございます。最終的には、愛ホールから観光バスの乗客等が3日午後4時くらいに札幌に向かってお帰りになったということで、避難所である愛ホールを閉じたというのが実情でございます。

また、浜小清水公民館につきましても避難場所として開設をするということで、浜小清水の自治会の方々をお願いいたしまして開いたところがございますが、残念ながら停電というようなことで暖房が一切とれないということで、開設はしたところがございますが実質的には避難者を収容することはなかったということでございます。

また、今回の2日から3日にかけて、消防分署での出動件数につきましては、浜小清水で軽車両が1台火災にあったということで出動しておりますし、体調が悪いというような方々、吹雪の影響ばかりではなくて一般の方を含めまして、救急車の出動が6件あったということでございます。

次に、農業被害の関係でございますが、昨日3月4日、JA小清水調べの結果でございますが、ビニールハウスが155棟、収納庫が26棟、畜舎が18棟、被害の程度は別にして大小あろうかと思いますが被害にあったということでございますので、以上、簡単でございますが、3月2日から3日にかけて発生いたしました暴風雪による被害状況については以上でございます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

◎報告第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、報告第1号、各常任委員会所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会の報告を求めます。

はじめに、下平正吾総務文教常任委員長の報告を求めます。

3番。下平正吾議員。

○総務文教常任委員長（下平正吾君）平成24年12月13日の定例議会におきまして付託された要件につきまして、事務調査を実施いたしました。

付託事件については、1から4、町行政一般についてから教育行政までございます。

日程については、平成25年1月22日から2月26日の4日間ということになってございます。

調査内容については、まず1点、1月22日釧路市において、図書館の指定管理について調査をして参りました。これについては、経済厚生常任委員会のメンバー含めて調査を行ったわけでございます。

それから2月12日は、小清水町債権管理条例について、所管町民課からご説明があり、趣旨説明を受けたところでございます。

それから2月15日は、公有財産について調査したのですが、まず一つは、教育財産の指定管理状況についてと、それからもう1点は、一般財産の地域住民センターの管理状況について説明を受けたところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）次に、高橋隆文経済厚生常任委員長の報告を求めます。

8番。高橋隆文議員。

○経済厚生常任委員長（高橋隆文君）経済厚生常任委員会所管事務調査について報告いたします。

平成24年12月13日開催されました第6回町議会定例会において付託されました事務調査につきまして、平成25年1月21日及び22日、2月26日の3日間委員会を開催し、担当者の説明を受け現地調査を行ったところでございます。

付託事件といたしまして、1つ目、福祉行政について、2点目、医療行政について、3点目、産業振興について、4点目、建設水道行政についてでございます。

1点目の今後の公共事業の計画については、現在計画しております道路橋梁整備等について、担当者の説明を受けながら事業計画の状況確認を行ったところでございます。また、今年度降雪が続きますして、道路の除排雪の対応計画等についても担当者から説明を受けたところでございます。

次に2点目、図書館の児童福祉施設の管理運営につきまして、釧路市図書館の行政視察を行ったところでございまして、指定管理者制度により、幼児、児童と保護者が利用しやすい環境作りにも配慮されてございまして、利用者にとって利便性が向上していると感じたところでございます。

以上、所管事務調査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎発議第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第1号、各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について

てを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎発議第2号

○議長(坂田秀昭君) 日程第6、発議第2号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎発議第3号

○議長(坂田秀昭君) 日程第7、発議第3号、小清水町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提出者、遠藤満夫議員の説明を求めます。

9番。遠藤満夫議員。

○9番(遠藤満夫君) ただ今上程されました発議第3号、小清水町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に施行されたことにより、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、会議規則にその規定を加えるものであります。

お配りしております新旧対照表をご覧ください。

改正案の欄の下線部分が改正箇所でございます。

1ページ目でございますが、改正内容の欄に記載のとおり、第14章として本会議における公聴会の開催にかかる規定を追加するものでございます。

続きまして、2ページ目でございますが、改正内容の欄に記載しておりますとおり、第15章として本会議における参考人招致にかかる規定を加えるものでございまして、以下、第14章と第15章を追加したことによります章及び条の繰り下げでございます。

なお、施行期日につきましては、平成25年4月1日となっております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。
発議第3号、採決いたします。
原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、発議第3号、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号

○議長（坂田秀昭君） 日程第8、発議第4号、小清水町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者、遠藤満夫議員の説明を求めます。

9番。遠藤満夫議員。

○9番（遠藤満夫君）ただ今上程されました発議第4号、小清水町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

これまで委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が地方自治法によりそれぞれ条建てされていましたが、改正法により一つの条文に統合され、うち委員の選任に関する事項が市町村の条例に委任されたことに伴う改正であります。

改正内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表のとおりでございますが、左側が現行条例、中程が改正条例となっております。改正部分に下線を引いております。

具体的には、第5条の第1項から第3項に条文を追加し、地方自治法で謳われていた常任委員及び議会運営委員、特別委員の選任に関する規定を一つの条文に統合したものでございます。

以下は、追加による項の繰り下げでございます。

なお、施行期日は、公布の日からとするものでございます。

どうぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。
発議第4号、採決いたします。
原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、発議第4号、原案のとおり可決されました。

◎発議第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、発議第5号、議会の権限に属する軽易な事項の指定についてを議題といたします。

提出者、遠藤満夫議員の説明を求めます。

9番。遠藤満夫議員。

○9番（遠藤満夫君）ただ今上程されました発議第5号、議会の権限に属する軽易な事項の指定についてご説明申し上げます。

これは、地方自治法第180条の議会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは普通公共団体の長においてこれを専決処分できるとの規定により指定するものでございます。

専決の内容でございますが、町の債権を管理するうえで、公営住宅使用料や上下水道使用料などの非強制徴収債権の滞納処分は裁判所へ申立が必要となりますが、その際の申立として少額訴訟の申立が想定されます。少額訴訟の申立は即日判決が出るため、同人が税などの強制徴収債権の滞納者である場合、同時に強制執行を行うことができるため、効率的な債権管理が可能となるものです。

しかし、申立には議会の承認が必要であり、現実的には同時期の執行は困難となってしまうことから、効率的な債権管理を可能とするために、金額が60万円以下の債権を訴訟手続き等により履行を請求する場合は、その訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定について、町長が専決処分できる事項に指定するものでございます。

よろしくご審議を賜われますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

発議第5号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、発議第5号、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第4号、小清水町暴力団の排除の推進に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）ただいま上程されました議案第4号、小清水町暴力団の排除の推

進に関する条例制定についてご説明申し上げます。

今回の制定につきましては、平成23年4月1日付で北海道暴力団の排除の推進に関する条例が施行されたことを受け、暴力団が町民生活や事業活動に不当な影響を与える存在であるという認識のもとに、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本理念とし、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展、青少年の健全な育成に寄与することを目的として、新たに条例の制定を行うものでございます。

暴力団の影響力を排除することで、公安警察が領域とする事案にも活用し、犯罪の未然防止を図ることも目的の一つとされております。

なお、条例内容につきましては、本町は北海道が示した例を参考に作成しておりますが、新たに条例を制定することに伴い、小清水町公共施設の暴力団排除に関する条例については廃止することとなります。

この条例の施行につきましては、平成25年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第5号、小清水町債権管理条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）ただいま上程されました議案第5号、小清水町債権管理条例制定についてご説明申し上げます。

今回の制定につきましては、滞納金の整理及び延滞金の適正な管理等について検討をしてきたところですが、町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、町民負担の公平性及び財政の健全化を確保することを目的として、新たに条例の制定を行うものです。

なお、この条例につきましては、徴収対策に資するとともに、回収見込みのない債権を整理できるようにしたのですが、新たに条例を制定することに伴い、小清水町税外収入徴収についての条例については廃止することとなります。

また、小清水町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例及び小清水町簡易水道事業給水条例につきましては、条文中の小清水町税外収入徴収についての条例を小清水町債権管理条例に改めることとなります。

この条例の施行につきましては、平成25年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第5号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第6号、小清水町過疎特別対策のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）ただいま上程されました議案第6号、小清水町過疎特別対策のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成24年6月27日法律第39号で、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が同日施行されたことに伴い、関係する条例について改正するものです。

別途お配りしております小清水町過疎特別対策のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

附則第3項、この条例の失効についてでございますが、右の欄の改正内容のとおり期限の延長ということで、平成25年3月31日を平成33年3月31日に改めるものでございます。

この改正の施行につきましては、公布の日からでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第6号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第7号、小清水町屋外体育レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

瀧口社会教育課長。

○社会教育課長（瀧口顕君）ただ今上程されました議案第7号、小清水町屋外体育レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。

お手元の議案書の30ページをご覧ください。

このたびの条例改正につきましては、平成25年度においてサッカーコートの練習用の夜間照明施設を整備することから、それに伴い使用料金を設定するものであります。

お手元に配布しております小清水町屋外体育レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表改正案をご覧ください。

別表第5条関係、5、サッカーコート利用種別の部、団体の欄の次に夜間照明設備を加えるものでありまして、使用料金については1時間につき200円と設定するものです。

この使用料金については、同じ小清水町屋外体育レクリエーション施設のテニスコート並びに町民多目的運動場の夜間照明設備使用料金と同額に設定しております。

また幼児及び小中高校生は無料とするものです。

附則といたしまして、施行月日を平成25年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第8号

○議長（坂田秀昭君） 日程第14、議案第8号、小清水町社会福祉法人の助成に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君） ただ今上程されました議案第8号、小清水町社会福祉法人の助成に関する条例制定についてご説明申し上げます。

社会福祉法人に対する助成、補助金の交付等につきましては、社会福祉法第58条第1項の規定により、地方公共団体の条例の定める手続きに従い、助成することができることとされているところでございます。

しかし、本町におきましては、町内の社会福祉法人への助成は行っているものの、助成手続きに関する条例の定めはないものでありますことから、社会福祉法の規定に基づき本条例を制定し、助成手続きの明確化を図るものでございます。

議案書31ページをご覧ください。

第1条は条例制定の趣旨、第2条は助成することができる内容、第3条は助成の対象、第4条は助成の申請、次のページ第5条は助成等の使用制限、そして第6条は規則への委任についてそれぞれ規定するものでございます。

最後に附則ですが、施行日を平成25年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第9号

○議長（坂田秀昭君） 日程第15、議案第9号、児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

瀧口社会教育課長。

○社会教育課長（瀧口顕君） ただ今上程されました議案第9号、児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定についてご説明をいたします。

お手元の議案書の33ページをご覧ください。

児童館は、児童の校外活動を行うための施設として、昭和30年に設立され、その後、平成8年度から現在のコミュニティセンターにおいて、主として放課後の小学生児童を対象とする児童館活動及び保護者が就労している低学年の放課後児童活動場所としての放課後児童クラブ、乳幼児の親子が利用する子育て支援センター等の事業を行っているところであります。

この度、小学校の再編に伴い、平成24年度から新たに全学年児童を対象に小学校の放課後の子ども達の適切な活動の場として、小清水小学校体育館等において放課後子ども教室を開始いたしております。

平成25年度からは、小学校の新校舎への移転に伴い、放課後子ども教室の受け入れ内容の拡充を図るとともに、現在、児童館で実施している放課後児童クラブなどの活動を小清水小学校へ移すことにより、児童の活動場所を小清水小学校へ集約しそれぞれの活動が一体性をもった幅広い活動を行うことができるよう進めることといたすものでありまして、それに伴い児童館を廃止するものでございます。

なお、児童館廃止後の施設の利用については、現在実施している子育て支援センターを1日をとおして乳幼児親子の活動、交流の場となるよう設備等の整備充実を図ることとして進めてまいります。

附則といたしまして、施行月日を平成25年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第9号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（坂田秀昭君） 日程第16、議案第10号、寿の家条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君） ただ今上程されました議案第10号、寿の家条例を廃止する条例制定についてご説明申し上げます。

寿の家条例につきましては、止別寿の家の設置について規定しているものでありますが、本施設は現在、町立止別へき地保育所として年間を通して開設・運営されているものでありまし

て、老人の福祉増進に寄与する目的で設置している寿の家としての利用は、無くなっているものでございます。

また、町立止別へき地保育所につきましては、小清水町へき地保育所条例においてその設置について規定がなされているものであります。

これらのことから、今後の行政財産の適正な管理に資するため、財産の種別を集会所から保育所へ変更することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

なお、施行日は平成25年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第10号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（坂田秀昭君） 日程第17、議案第11号、小清水町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例制定についてを議題をいたします。

説明を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君） ただいま上程されました議案第11号、小清水町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例制定についてご説明申し上げます。

今回の制定につきましては、平成23年8月30日に公布された第2次地域主権改革一括法、地域の自立性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律で、市町村に対する義務付け、格付けの見直しと条例制定権の拡大として、市町村が設置する一般廃棄物処理施設については、廃棄物処理法に基づく技術管理者の資格基準を市町村の条例で定めなければならないとされたことから、新たに条例の制定を行うものでございます。

技術管理者の資格要件につきましては、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権改革大綱に基づき、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を参酌し、条例により、地域の実情に応じて設定されることとなったものです。

この条例の施行につきましては、平成25年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第12号

○議長（坂田秀昭君） 日程第18、議案第12号、小清水町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君） ただ今上程されました議案第12号、小清水町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてご説明申し上げます。

本条例を制定する主旨といたしましては、新型インフルエンザ等への対策の強化を図り、新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定めることで、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布され、同法第37条において準用する第26条の規定に基づき市町村に設置することとなります新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案書の37ページをご覧ください。

第1条は条例制定の目的、第2条は対策本部の組織、次のページ第3条は会議の招集、第4条は部の設置、そして第5条は本部長への委託についてそれぞれ規定するものでございます。

新型インフルエンザ等の発生時におきましては、始めに国及び都道府県に対策本部が設置されるものでございますが、市町村の対策本部につきましては、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認められ、政府の対策本部長内閣総理大臣により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合に直ちに設置し、住民に対する予防接種等の対策を講じるものでございます。

なお、新型インフルエンザ等の対策にあたり、国として整合性ある対策を確保するよう、国及び地方公共団体は行動計画を作成のうえ、公表することとされているものでありますが、この作成は、本年夏頃に政府行動計画が策定され、その後の都道府県行動計画の策定を受けて、市町村行動計画を策定することとされているものでございます。

最後に附則ですが、施行日を新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日、本年5月頃からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第13号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第13号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）ただ今上程されました議案第13号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が本年1月25日に公布され、同日施行されましたことから、本町におきましても政令に準じ所要の改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表をご覧ください。

条例改正の内容は条例附則の改正でありまして、国民健康保険法の高額医療費共同事業にかかる時限措置を延長するものでございます。

この時限措置は、平成15年に創設されたものでございまして、高額医療費共同事業にかかる費用、収入をそれぞれ国民健康保険料算定の際の収入、費用として算定できることとしている措置を、平成26年度まで1年間延長のうえ継続するものとし、国民健康保険財政の安定化を図るものでございます。

最後に附則でございしますが、施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第13号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長（坂田秀昭君）日程第20、議案第14号乃至日程第22、議案第16号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）ただ今上程されました議案第14号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例制定について、議案第15号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例制定について、議案第16号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定について一括してご説明申し上げます。

条例制定の主旨といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、介護基盤強化法において、介護保険法の一部が改正され、従来、国が定めていた指定地域密着型介護施設の指定基準、設備基準及び運営基準等については、町の条例で定めることとされましたことから、厚生労働省令等に準じ必要な事項を定めるものでございます。

議案書40ページをお開き下さい。

また、別途お配りしております資料、介護保険法関連3条例案の概要につきましてもご覧頂きたいと思います。

はじめに、議案第14号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例制定でございますが、従来、国が定めていた指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員にかかる基準、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無にかかる基準及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無にかかる基準について定めるものでございます。

これらの基準は、国の基準に従うべき基準でございますので、介護保険法に準じ、入所定員は29人以下、申請者は法人とするものでございます。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型の小規模な特別養護老人ホームでありまし

て、現在、町内に該当する事業所はないものでございますが、将来、民間事業者等が施設を設置することも考えられますことから、条例において規定するものでございます。

次に、議案書41ページをお開き下さい。

資料は、2ページでございます。

議案第15号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例制定につきましても、従来、国が定めていた指定地域密着型サービスに従事する従業員の員数及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準について、定めるものでございます。

地域密着型サービスは、高齢者が介護や支援を必要とする状況になっても、住み慣れた地域で生活していくことを支援していくサービスでございまして、町内におきましては、認知症対応型共同生活介護であるグループホーム陽だまりが該当いたします。

そのほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスの8種類の地域密着型サービスの分類に応じた従業員の員数、居室の床面積、利用定員、事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものなどについて規定するものでございます。

なお、これらの基準につきましては、地域密着型サービスは全国一律の水準が確保されることが妥当であり、現在の運営基準等は厚生労働省令によって詳細に定められ、必要なサービスの提供と適切な設備による事業運営がなされているものでありますことから、町独自の基準は設けず、国の基準に基づき規定するものでございます。

次に、議案書165ページをお開き下さい。

議案第16号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定につきましても、従来、国が定めていた指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員の員数及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準について定めるものでございます。

町内におきましては、先程の条例同様に介護予防認知症対応型共同生活介護であるグループホーム陽だまりが該当するものでございますが、ほかに、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の3種類の地域密着型サービスの分類に応じた従業員の員数、居室の床面積、利用定員、事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものなどについて規定するものでございます。

なお、これらの基準につきましても、先程申し上げましたとおり国の基準に基づき規定するものでございます。

最後に附則でございしますが、施行日はいずれの条例も平成25年4月1日からとするものとし、必要な経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第17号

○議長（坂田秀昭君）日程第23、議案第17号、小清水町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第17号、小清水町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

はじめに、本条例の一部を改正する趣旨ではありますが、東日本大震災の影響により、国をはじめ、再生可能エネルギーの導入促進に向けた取り組みは加速しております。特に、北海道は、太陽光、風力、地熱など、再生可能エネルギーの賦存量は全国トップクラスにあり、大きな可能性をもった地域であることから、その導入促進は今後も一層進むものと予想されます。

本町におきましても、重要性がますます高まる再生可能エネルギー源による発電施設の誘致を進めることとし、本条例に対象施設を加える一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表により説明させていただきますので、そちらをご覧ください。

まず、第2条第1号にカとしまして助成措置の対象とする再生可能エネルギー電気供給施設の定義を追加するものでございます。

次に、別表（第4条関係）の改正ですが、2ページの中段になります。

固定資産税額を基準とする助成の種別に6号の区分としまして、定義で定めました施設及び助成措置の対象とする要件、助成内容をそれぞれ加えまして、以降の区分を7号ないし9号に改めるものでございます。

次に、4ページの最下段、附則ではありますが、施行期日を平成25年4月1日と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

3番。下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）一つお聞きしたいのですが、新旧対照表ですが、この再生エネルギー電気供給施設、ここが第6号に追加されているわけですね。それで、固定資産税の助成については、これは該当するけれども、雇用の部分と賃貸の部分については、この再生エネルギーはな

いということにとらえてよろしいでしょうか。雇用の部分は、ひとを使わないということなのですか。その辺はどういうことなのでしょう。無いということは。

○議長（坂田秀昭君）鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

再生可能エネルギーの施設整備につきましては、そのほとんどが発電施設の償却資産にあたるものですので、あくまでも固定資産税を基準とする助成のみの対応としています。

管理運営に関しましては、最小限の人数の部分しかありませんので、大きな雇用が望めるというものではありません。そのために、雇用に対する助成措置までをする考えはありませんので、あくまでも大きな負担となる施設の償却資産の部分ということで、固定資産税のみの助成措置として考えております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）3番。下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）課長、賃貸の方は。もし、土地が借りるとか貸すとかという問題になった時には、どのような対応を考えているのでしょうか。その辺聞きたいのですが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）失礼いたしました。

賃貸の方も、基本的に民有地を借りる形が多くなると思います。公有地はそれなりの措置で対策等はできると思いますので、その辺につきましては、個人の収益という部分も出てきますので、その辺まで措置をしていくという考えは持っておりません。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第17号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号及び議案第19号

○議長（坂田秀昭君）日程第24、議案第18号及び日程第25、議案第19号、小清水町道路の構造の技術的基準に関する条例制定について、小清水町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今一括上程されました議案第18号、小清水町道路の構造の技

術的基準に関する条例制定について、議案第19号、小清水町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例制定について説明いたします。

概要の資料を配付しておりますのでご覧ください。

これら2件の条例につきましては、地域主権一括法により、関係する法律の一部が改正され、これまで国の法令で定められていた基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な条例の整備を行うものでございます。

議案第18号の小清水町道路の構造の技術的基準に関する条例でございますが、これは町道を整備する際に技術的な基準となるものですが、安全性の確保と他の道路との整合を図るために、基本的には、これまでの道路構造令に準拠する内容となっております。

ただし、一部の項目において、地域の特性を考慮した内容に変更しておりますので、それを中心に説明いたします。

この内容につきましては、概要資料の3、条例の主な内容に記載しておりますが、一つは路肩に関する規定でございます。

条例の第8条、議案では221ページ、22ページでございます。

国の基準では、路肩の幅は単に0.5メートル以上とされておりますが、これを状況により広げることができることを明確化いたしました。条文の中では、第9項の規定でございます。あわせて、第10項で除雪への配慮を追加しております。

次に、第9条の停車帯では、国の基準は都市部の道路のみを対象としておりますが、地域の特性として観光地などで必要な場合があることから、地方の道路においても設置できる規定を追加いたしました。

条例では、条文に地方道である第3種道路を加え、第3項の規定を設けております。

次に、第12条の歩道では、国の基準は2メートル以上とされておりますが、用地や整備の現状を考慮して、これを1.5メートルまでとすることができる規定を追加いたしました。

条例では、224ページ、第3項のかっこ書きの部分でございます。

次に、本町が積雪寒冷地であることを考慮して、第14条では、除雪のための堆雪幅を設けることを新たに規定いたしました。

申し訳ございませんが、概要資料の訂正をお願いしたいと思います。

概要資料の一番下の欄でございます。堆雪の堆の字が耐えるという字になっておりますけれども、これが土偏に佳、堆という字の堆雪に変更いただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

次に、第22条の視距、これは走行中に障害物が確認できる距離ですが、氷結路面を考慮して、基本的に長く設定することを規定いたしました。

以上、説明いたしました項目以外、車線や自転車道、舗装などの基準につきましては、国の基準のとおりとしております。

また、条例では、道路標識に関する基準も定めておまして、第45条において、国の基準に整合するよう規則で定めることとしております。

次に、議案19号の小清水町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例でございますが、これは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づき、バリアフリー化のための道路の基準について定めるものでございます。

条例の内容につきましては、概要資料の3、条例の主な内容に記載しておりますが、議案で

は238ページからでございます。

高齢者等が安全かつ円滑に通行できるよう、歩道の幅員、勾配、高さなど、そのほか立体横断施設、停留所、駐車場などの基準を規定しております。

内容については、国の基準のとおりとしておりますが、これらの基準は、一般の町道におきましては、整備の際の努力目標となるものでございます。

なお、この2件の条例につきましては、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

5番。八木勝正議員。

○5番（八木勝正君）1点、お尋ねしたいのですが、第14条の堆雪幅ということで、道路の除雪による堆雪スペースを設けることを明確化するというところですが、これから新たに新規で行う部分については、こういう形で今後考えていきたいということだと思いますが、現状で、今ある道路について、この堆雪スペースというのは、考え方としてはどうこれから考えていくのかなということをお尋ねしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）これまで整備いたしました町道につきましては、国の規定もありませんでしたことから、堆雪幅を考慮した部分では整備しておりませんでしたので、今後整備する道路について、そういった除雪のための堆雪スペースを確保していくことを基準にしたいというふうに考えております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第20号

○議長（坂田秀昭君）日程第26、議案第20号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました議案第20号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

この改正は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が平成24

年12月に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴うものでございますが、この改正の内容につきましては、道路法施行令で規定する道路占用許可の対象物件に太陽光発電及び風力発電設備並びに津波避難施設を追加するものでありまして、これが加わることにより条例に引用している条項が繰り下がることになり、そのための改正が必要となるものでございます。

改正の内容につきましては、配付しております新旧対照表をご覧ください。

条例別表の占用物件欄において、令第7条第2号を令7条第4項に、同条第3号を同条第5号に、それぞれ改正し、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第21号

○議長（坂田秀昭君）日程第27、議案第21号、小清水町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました議案第21号、小清水町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例制定について説明いたします。

概要の資料を配付しておりますのでご覧ください。

この条例につきましては、地域主権一括法により公営住宅法の一部が改正され、これまで国の法令により定められていた公営住宅の整備基準について、町が条例で定める整備基準によることとされたことに伴い、必要な条例の整備を行うものでございます。

条例の内容につきましては、概要資料の3、条例の主な内容に記載しておりますが、議案では252ページでございます。

まず総則として、全体的な目標を規定しており、健全な地域社会の形成に資するとともに、安全かつ快適なもので、費用の縮減にも配慮することとしております。

次に、敷地の基準として、安全かつ利便性の高い敷地を選定するとともに、そのための必要な措置を講ずることとしております。

次に、住宅の基準でございますが、建物の日照、採光等に配慮し良好な居住環境を確保することとし、各住宅における断熱、遮音、配管などの設備に関する事項、及び面積の基準を規定

しております。

そのほかの事項では、共用部分の利便性・安全性の確保、また、物置、ごみ置き場など必要な附帯施設を設けるとともに、共同施設の基準として児童遊園、集会所、広場、通路などの施設が、入居者の利便及び安全に配慮したものであることを規定しております。

なお、この条例で定める基準につきましては、国の基準のとおりでありまして、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思いません。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第22号

○議長（坂田秀昭君）日程第28、議案第22号、小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました議案第22号、小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

概要の資料及び新旧対照表を配付しておりますのでご覧下さい。

この条例につきましては、地域主権一括法により公営住宅法の一部が改正され、これまで国の法令により定められていた公営住宅への入居者の収入基準について、町が条例で定めるとされたことに伴い、必要な条例の整備を行うとともに、本議会で提案している小清水町債権管理条例の制定に伴う所要の改正を行うものでございます。

一括法に関する改正の内容につきましては、概要資料の3、条例の主な内容に記載しておりますが、本来階層、これは本来入居対象とする所得の範囲の方ですが、均等な入居機会確保のために、国の基準のとおり、これまでと同額の15万8千円としております。

次に、裁量階層、特に居住の安定を図る必要がある高齢者、障害者、子育て世帯などにつきましては、法令の改正で上限額25万9千円の設定となりますが、対象を拡げるべきではないと考えから、現行の基準のとおり21万4千円としております。

申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いしたいと思います。

概要資料の条例の主な内容の欄でございしますが、下段の裁量階層の収入月額、これを25万9千円に、右の欄の町の基準欄の所ですが、これを国の基準のとおりではなく、現行の基準の

とおりととして21万4千円ということで訂正いただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

改正条文の内容につきましては、条項の整理を加え新旧対照表のとおりでございます。

次に、債権管理条例の制定に関する改正でございますが、新旧対照表2ページの下段、第18条でございます。

これまで、督促、延滞金の徴収ということで規定しておりましたが、町債権を一括して取り扱うこととするため、督促等として、取扱いについては小清水町債権管理条例の定めるところによるとするものでございます。

また、これにあわせて、文言の整理を行うこととしております。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第23号

○議長（坂田秀昭君）日程第29、議案第23号、小清水町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました議案第23号、小清水町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

この改正は、本議会において提案している小清水町債権管理条例の制定に伴い、これまで独自に規定していた債権管理に関する条項を、一括して取り扱うこととするために条文の整理を行うものでございます。

改正の内容につきましては、配付しております新旧対照表をご覧ください。

第16条でございますが、これまで家賃等の督促として規定しておりましたが、これを督促及び遅延損害金の徴収として、取扱いについては小清水町債権管理条例の定めるところによるとするものでございます。

また、これにあわせて、これまで規定されておりました遅延損害金の減免に関する条項を追加しております。

この条例につきましては、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第23号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号

○議長（坂田秀昭君）日程第30、議案第24号、小清水町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました議案第24号、小清水町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定について説明いたします。

概要の資料を配付しておりますのでご覧下さい。

この条例につきましては、地域主権一括法により水道法の一部が改正され、これまで国の法令により定められていた水道の布設工事監督者の配置基準及び水道技術管理者の資格基準について、町が条例で定めることとされたことに伴い、必要な条例の整備を行うものでございます。

条例の内容につきましては、概要資料の3、条例の主な内容に記載しておりますが、布設工事監督者につきましては、水道法において布設工事を行う場合は技術上の監督者を置くこと、また、監督者は資格を有する者であることが定められておりますので、議案の259ページでございますが、第2条において、配置が必要な工事について規定しております。

続く第3条には監督者に必要な資格について定めております。

次に、水道技術管理者につきましては、水道法において水道事業を行う者は技術管理者を置くこと、また、管理者は資格を有する者であることが定められておりますので、第4条において、必要な資格について定めております。

なお、この条例で定める基準につきましては、国の基準のとおりであり、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第37号

○議長（坂田秀昭君） 日程第31、議案第37号、止別公民館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

瀧口社会教育課長。

○社会教育課長（瀧口顕君） ただいま上程されました議案第37号、止別公民館の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

お手元の議案書の274ページをご覧ください。

止別公民館の指定管理者につきましては、施設の利用の大半を占めているのが地域であることから、本施設の管理を地域が行うことにより、より適切な管理運営と効率的な利用の促進が図られるものと判断し、公募によらない指定管理者の候補者として止別自治連合会を選定し、昨年より、止別自治連合会と協議を進めてきたところであります。

その結果、議案書に記載しております、斜里郡小清水町字止別297番地、止別自治連合会会長、権藤繁蔵氏を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3ヶ年とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第37号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号

○議長（坂田秀昭君）日程第32、議案第38号、町道の認定についてを議題といたします。
説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました議案第38号、町道の認定について説明いたします。

お手元に配付しております町道認定路線図をあわせてご覧下さい。

今回、認定しようとする路線は、小清水町8区にある斜里町の北國ハウスが整備した住宅地内の道路でございます。

本路線につきましては、平成10年に所有者より寄附を受けておりますが、行き止まりの状態、その後の宅地開発の予定があり路線の形態が確定していなかったことから、町道としての認定は行っておりませんでした。

しかし、昨年の南12号西道路の整備に伴い同路線に接続され、また、住宅の張り付きも増加してきたことから、今回、町道として認定するものでございます。

認定の路線といたしましては、路線番号178番、認定路線図では赤く色づけしている部分ですが、道路延長129メートルを小清水市街西第4南裏通りとして、次に、路線番号179番、認定路線図で青く色づけしている部分ですが、西第3南裏通りから南12号西道路につながる路線、延長168メートルを小清水市街西第4南仲通りとしております。

いずれの路線も幅員は、車道4.0メートル、歩道は片側1.5メートルで、改良・舗装の整備は行われているものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第38号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時18分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

なお、追加の諸報告がございますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。

1 番、林幸雄議員より、体調不良による退席の申し出がありました。欠席となります。

以上でございます。

◎同意第 1 号

○議長（坂田秀昭君）日程第 33、同意第 1 号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました同意第 1 号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

オホーツク町村公平委員会は、昭和 42 年に網走支庁管内町村公平委員会として設置され現在 13ヶ町村及び 4つの一部事務組合をもって構成されており、公平委員の定数は 3 名で任期は 4 年と定められております。

このうち、現委員であります安井敏和氏は、平成 21 年 4 月に就任して以来、4 年にわたり重責を果たされてきたところでありますが、本年 3 月 31 日付けで任期満了をもって退任されることとなったのでございます。

このことに伴いまして、後任の委員として、常呂郡置戸町字北光 50 番地の 133、田村昌文氏を選任申し上げたいと存じまして、本案を提案した次第でございます。

田村昌文氏は、置戸町職員として長年勤務され、平成 24 年 6 月に任期満了をもって副町長を退任されております。

経歴等につきましてはお手元の資料のとおりでございまして、詳細の説明は省略させていただきたいと存じますが、円満な人柄と豊富な経験を持った方でございまして、公平委員の候補者としてオホーツク町村公平委員会共同設置地方公共団体長である清里町長より推薦があり、関係町村長の協議が整いましたのでご案内申し上げた次第でございます。

原案のとおりご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第 1 号、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、同意第 1 号、原案のとおり同意と決定いたしました。

◎議案第 25 号乃至議案第 30 号

○議長（坂田秀昭君）日程第34、議案第25号乃至日程第39、議案第30号、平成24年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について、平成24年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、平成24年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、平成24年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、平成24年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、平成24年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今一括上程されました議案第25号から第30号、小清水町各会計補正予算について、はじめに議案第25号一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億5千436万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億1千179万6千円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正は、平成23年度から着手しました3本の事業が完了したことに伴い、事業費総額及び平成24年度の年割額をそれぞれ実績額に変更するものです。

次のページ、第3表、繰越明許費補正は、道の補助採択を受けた強い農業づくり事業、本年度が最終年次の地域経済活性化事業に、現在工事が進められております小学校校舎等の解体及び中学校校舎の改築事業のほか、国の経済対策により追加となりました5本のインフラ整備につきまして、翌年度に繰り越して事業の執行を行うものです。

第4表、債務負担行為補正の1追加は、平成25年度より新たに指定管理となります止別公民館の管理料につきまして、平成27年度までの3ヶ年の限度額を定めるものでございます。

2、変更は、いずれも貸付実行の確定による限度額の変更でございます。

次のページ、第5表、地方債補正は、国の経済対策による3件の事業追加と、19線道路整備事業以下8件の事業費確定による借入限度額の変更でございます。

次に、歳出予算についてですが、人件費は、人事異動、共済負担比率の変更などによる増減、その他事業費は、執行見込額残額の減額が主なものでございまして、特に説明を要するもののみ説明をさせていただきます。

主要施策調と合わせてご覧下さい。

まず、補正予算書22ページ、主要施策調1ページになります。

2款総務費は、1項4目財産管理費で、学校建設など大型事業費の支払いにより一時的に不足する歳計現金を基金の繰り替え運用で対応しており、その運用利子の増減のほか、ふるさと納税で寄せられた2件の寄附金を合わせた積立金31万9千円を追加、次のページになります、3項1目戸籍住民基本台帳費で、継続費による戸籍電算システム構築事業の事業費確定による減額分567万円など、総務費総額2千616万2千円を減額計上するものです。

次に、補正予算書25ページ、主要施策調5ページになります。

3款民生費は、1項9目介護保険対策費で、介護保険制度改正による負担増など特別会計繰出金668万4千円追加に、執行見込残の減額等を差し引いた総額2千789万千円を減額、主要施策調は8ページになります。

4款衛生費は、1項4目医療保険費で、国民健康保険特別会計の歳入不足分補てんなど繰入金6千63万8千円追加に、執行見込残の減額等を差し引いた総額5千43万7千円を追加計上するものです。

次に、補正予算書28ページ、主要施策調15ページになります。

6款農林水産業費は、1項3目農業振興費で、町営牧場の修繕費用積立として農畜産振興基金積立金200万円追加、主要施策調17ページになります、5目農業農村基盤整備推進費で、国の経済対策により補助採択のあった緑ダムを中心とする農業用水管理システム等の施設整備費として、工事請負費5億30万千円追加に、執行見込残の減額等を差し引いた総額4億2千176万8千円を追加計上するものです。

次に、補正予算書30ページ、主要施策調20、21ページになります。

7款商工費は、1項2目商工振興費で、中小企業特別融資の分割融資の実行により増加が見込まれる保証料の補給費補助金109万1千円追加のほか、一部繰越明許費で実施します地域経済活性化事業の最終申請受領により見込まれる不足分867万1千円追加など、差引総額657万9千円を追加。

次のページ、主要施策調23ページになります、

8款土木費は、2項2目道路新設改良維持費で、この冬の大雪による除排雪費用の追加分としまして、町道管理業務委託料1千521万2千円追加、国の経済対策により追加のあった社会資本整備総合交付金事業としまして、防雪柵整備など工事請負費9千498万円追加に、事業費確定による減額を差し引いた総額1億207万2千円を追加計上するものです。

10款教育費は、継続費による小学校統合校舎及び給食センターの建設事業費確定による減額のほか、中学校校舎改築事業費の入札残など、教育費総額7千160万7千円を減額計上するものです。

次に、歳入予算になります。

補正予算書13ページにお戻り下さい。

13款国庫支出金は、1項3目教育費国庫負担金で、小学校統合校舎建設事業費の補助対象事業費確定に伴い公立学校施設整備費負担金8千374万3千円を追加、2項4目土木費国庫補助金で、国の経済対策にかかる社会資本整備総合交付金5千796万4千円追加に、事業費確定による減額など、差引総額4千810万2千円を追加計上するものです。

15ページになります。

14款道支出金は、2項3目農林水産業費道補助金で、国の経済対策における緑ダム等の施設整備事業の補助としまして、管理省力化施設整備事業補助金2億6千500万円の追加のほか、事業費確定による減額など、総額2億5千651万3千円を追加、15款財産収入は、1項財産運用収入で、基金の繰り替え運用にかかる利子など基金利子21万8千円を追加、2項財産売払収入で、除間伐等による立木売払収入

107万7千円追加、16款寄附金は、ふるさと納税寄附金15万円を追加計上するものです。

次のページになります。

17款繰入金は、交付税の増額など、若干、一般財源に余裕が見込まれますので、財源調整分としておりました基金繰入金を減額することとし、減債基金繰入金で3千900万円、公共施設整備基金繰入金で2千638万円をそれぞれ減額計上するものです。

19款諸収入は、緑ダム等施設整備にかかる関係町負担分としまして、管理省力化施設整備

事業負担金1億6千144万5千円追加に、4項1目16節雑入で、町営牧場の修繕費用積立金の財源としまして牧場管理余剰金分200万千円を追加するなど、総額で1億6千362万4千円を追加。

20款町債は、補正予算債としまして、国の経済対策による追加事業の財源分1億2千310万円追加のほか、事業費等の確定による増減を差し引いた総額2千480万円を減額計上するものです。

そのほか財源調整としまして、9款地方交付税で5千196万5千円追加、18款繰越金で2千974万3千円を追加計上するものです。

なお、36ページからの給与費明細書につきましては、各種非常勤特別職の執行残及び職員給与の執行見込額精査によるものですので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）次に、久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）続きまして、議案第26号、平成24年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

補正予算書の40ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千79万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億1千835万1千円とするものでございます。

49ページをお開き下さい。

歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費におきまして、印刷製本費及び電算処理業務委託料等の執行状況を精査し11万8千円減額、3項運営協議会費につきましても、執行状況を精査し委員報酬2万7千円減額計上いたしました。

次のページ、2款保険給付費につきましては、一般及び退職被保険者にかかる療養給付費、療養費、審査支払手数料及び高額療養費について、それぞれの執行見込みの推計によりまして、追加又は減額計上するものでございます。1項療養諸費は1千26万4千円追加、次のページ、2項高額療養費につきましても253万7千円追加計上いたしました。

3款後期高齢者支援金、5款老人保健拠出金、次のページ、6款介護納付金、7款共同事業拠出金につきましては、いずれも今年度の額が確定いたしましたことから、それぞれの確定額で追加又は減額計上するものであります。

次のページ、8款1項特定健康診査等事業費につきましては、事業の確定に伴い70万3千円減額、2項保健事業費につきましても同様に、需用費11万円、委託料12万2千円それぞれ減額計上、また、一般被保険者予防接種事業は、これまで同様、インフルエンザ予防接種事業が調整交付金の対象となりますことから、接種実績189名分、40万6千円を一般会計に振り替えることとして追加計上いたしました。

次のページ、10款1項償還金につきましては、平成23年度の事業実績による国庫及び道費支出金の確定に伴い超過交付された1千510万7千円をそれぞれ返還金として追加計上いたしました。

55ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして44ページをお開き下さい。

1款1項国民健康保険料につきましては、年度当初の一般被保険者保険料の算定にあたり、

前年度の保険料水準に据え置く保険料軽減対策を講じたことに伴い、1千100万円減額計上いたしました。

2款1項国庫負担金につきましては、それぞれの算定基準に基づく額の確定、未確定なものについては推計を行い、追加又は減額計上いたしました。次のページ、2項1目財政調整交付金につきましては、普通分の未交付など2千567万7千円減額計上いたしました。

3款療養給付費交付金、4款前期高齢者交付金、次のページ、5款道支出金、6款共同事業交付金につきましても、それぞれの算定基準に基づく額の確定、未確定なものについては推計を行い、追加又は減額計上いたしました。

次のページ、8款1項一般会計繰入金につきましては、基準に基づく繰入として保険基盤安定分の減額等により136万2千円減額となるものでございますが、本年度の決算において多額の収支不足が見込まれますことから、基準外の繰入として6千200万円追加、差引合計6千63万8千円追加計上いたしました。

収支不足の主な要因でございますが、歳入におきましては先程申し上げました、保険料の軽減対策として1千100万円、1世帯当たりの基準所得が高いことなどによる普通財政調整交付金の未交付2千500万円、前期高齢者交付金の算定にあたり、平成22年度交付金分の精算による収入減3千650万7千円、歳出におきましても先程申し上げました、平成23年度の事業実績による国庫及び道支出金の返還金1千510万7千円が生じたことに伴い、単年度収支において財源不足となったものでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

9款繰越金は、決算見込額を参考として1万7千円追加計上いたしました。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号、平成24年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書の57ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7千109万9千円とするものでございます。

62ページをお開き下さい。

歳出予算の補正ですが、1款1項1目一般管理費におきまして、旅費、消耗品費及び印刷製本費の執行残8万1千円減額。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金におきましては、広域連合からの額の確定通知により、事務費負担金39万6千円減額、保険料調定見込みの精査及び保険基盤安定負担金の確定により、保険料等負担金107万3千円を追加計上いたしました。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして60ページをお開き下さい。

1款1項1目後期高齢者医療保険料におきまして、現年度分73万4千円追加。

2款1項1目一般会計繰入金は、先程歳出で申し上げました事務費及び保険基盤安定負担金の確定により12万7千円減額。

4款3項1目後期高齢者医療広域連合交付金におきましては、交付金額の確定により1万1千円を減額計上いたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号、平成24年度小清水町介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

補正予算書の64ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ保険事業勘定において1千460万8千円を減額、サービス事業勘定においては224万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を保険事業勘定において3億8千144万4千円、サービス事業勘定においては2億8千480万2千円とするものでございます。

それぞれの勘定につきましては、補正予算事項別明細書により説明いたします。

75ページをお開き下さい。

はじめに、保険事業勘定の歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費におきまして、委員報酬及び旅費の執行状況を精査し7万8千円減額、年度当初に更新時期を迎えていた介護保険システムにつきましては、制度改正及び通所介護事業の事業移管等の状況を見据えた結果、本年2月1日の更新となりましたことから、不要となりました10ヶ月分のシステム借上料159万5千円減額計上いたしました。

2款1項介護サービス等諸費につきましては、居宅介護、地域密着型介護、施設介護及び特定入所者介護それぞれの給付費で、今後の執行見込みの推計によりまして、追加又は減額し、差引合計1千130万円減額計上いたしました。

次のページ、3款1項地域支援事業費につきましては、執行見込みの推計により163万5千円減額計上いたしました。

次に歳入予算の補正ですが、戻りまして71ページをお開き下さい。

2款1項1目介護給付費負担金につきましては、給付見込みの推計に基づき負担割合に応じ169万3千円減額、2項2目地域支援事業交付金につきましても同様に50万円減額計上いたしました。

3款道支出金、4款支払基金交付金につきましても、2款国庫支出金と同様、負担割合に応じ3款1項1目介護給付費負担金510万4千円減額、次のページ、2項1目地域支援事業交付金30万円減額。

4款1項1目介護給付費交付金748万6千円減額計上いたしました。

6款1項1目一般会計繰入金につきましては、介護保険事業費分は執行見込みにより158万3千円減額、保険給付費分は給付見込みの負担割合に応じて122万5千円減額、地域支援事業費分は執行見込みにより20万円減額、合計300万8千円減額、次のページ2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険事業勘定の決算において収支不足が見込まれますことから、この見込額を補填することとして357万3千円追加計上いたしました。

8款1項1目雑入は、預金利子の執行見込みにより9万円減額計上いたしました。

次に、サービス事業勘定歳出予算の補正ですが、83ページをお開き下さい。

1款1項1目一般管理費におきましては、一般職・定数外職員及び嘱託職員等の職員手当等の精査など5千5千円減額計上いたしました。2目居宅介護支援事業費につきましては、旅費など執行見込みの精査により16万4千円減額計上いたしました。

次のページ、5目特別養護老人ホーム費につきましては、建物等修繕料など執行見込みの精査により合計203万円減額計上いたしました。

85ページから87ページまでの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に歳入予算の補正ですが、戻りまして80ページをお開き下さい。

1 款 1 項介護給付費収入及び 2 項自己負担金収入におきましては、それぞれ対応するサービス事業の利用実績見込みの推計により、追加又は減額計上いたしました。

次のページ、2 款 1 項一般会計繰入金につきましては、居宅介護支援事業、通所介護事業及び特別養護老人ホーム事業費の収入不足見込み等を精査した結果 9 6 9 万 2 千円追加計上いたしました。

4 款 1 項雑入につきましては、嘱託職員等にかかる保険料収入の精査により 9 1 万 9 千円減額計上いたしました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）次に、服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）続きまして、議案第 2 9 号、平成 2 4 年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。

補正予算書の 8 9 ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 千 1 6 5 万 1 千円を減額し、予算の総額を 1 億 8 千 4 4 8 万円とするものでございます。

地方債の補正でございますが、9 5 ページをお開き下さい。

道営畑地帯総合整備事業の小清水北地区営農用水事業での本年度分事業費が確定したことにより、町負担金も確定しましたので 2 千 1 8 0 万円減額し、補正後の限度額を 7 千 2 0 万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、9 4 ページをお開き下さい。

合わせて、主要施策調べの 3 4 ページでございます。

歳出予算の補正でございますが、1 款 1 項 2 目一般管理費 4 節共済費で、市町村職員共済組合負担金の率が改正されましたので 7 千円を追加計上いたしました。

次に、2 款 2 項 1 目建設改良費 1 9 節負担金補助及び交付金、道営担い手支援畑地帯総合整備事業負担金で、小清水北地区営農用水事業の事業費確定により 2 千 1 6 5 万 8 千円を減額計上いたしました。

次に、歳入でございますが、9 2 ページをお開き下さい。

財源調整といたしまして、繰越金で 1 4 万 9 千円を追加計上いたしました。

また、6 款 1 項 1 目簡易水道事業債 1 節簡易水道事業債で、事業費の減額に伴い 2 千 1 8 0 万円減額計上いたしました。

以上で、小清水町簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 3 0 号、平成 2 4 年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。

補正予算書の 9 8 ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 4 万 1 千円を減額し、予算の総額を 1 億 4 千 3 9 1 万 9 千円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、1 0 3 ページをお開き下さい。

歳出予算の補正でございますが、1 款 1 項 1 目一般管理費 3 節職員手当等で、扶養手当、期末勤勉手当をあわせて 1 4 万 4 千円減額、4 節共済費で、市町村職員共済組合負担金の率の改正により 3 千円を追加し、合わせて 1 4 1 千円を減額計上いたしました。

次に、歳入でございますが、101ページをお開き下さい。

財源調整といたしまして、繰越金14万1千円を減額計上いたしました。

以上で、小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はじめに、議案第25号、平成24年度小清水町一般会計補正予算第6号についての質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議案第26号、平成24年度小清水町国民健康保健特別会計補正予算第2号についての質疑を受けます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議案第27号、平成24年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についての質疑を受けます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議案第28号、平成24年度小清水町介護保険特別会計補正予算第3号についての質疑を受けます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議案第29号、平成24年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第2号についての質疑を受けます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議案第30号、平成24年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についての質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに、議案第25号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号、原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

◎議案第40号乃至議案第45号

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第40、議案第31号乃至日程第45、議案第36号、平成25年度小清水町一般会計予算について、平成25年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、平成25年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、平成25年度小清水町介護保険特別会計予算について、平成25年度小清水町簡易水道特別会計予算について、平成25年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算について、以上の議案を一括して議題といたします。

町長より予算編成方針について説明したい旨求められておりますので、これを許し、合わせて各会計予算の提案説明を求めます。

なお、各会計予算の歳入歳出に関する事項別の説明につきましては、既に各担当課長より説明を受けておりますので、主要なものについてのみ説明されたいと思います。

林町長。

○町長（林直樹君）本日ここに、平成25年第2回小清水町議会定例会が開催され、平成25年度の小清水町各会計予算案をはじめ、各般にわたり重要な案件につきましてのご審議をいただくにあたりまして、予算編成方針と予算案の大要について申し上げ、町議会議員の皆様をはじめ、町民皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げる次第であります。

（予算編成方針・記載省略）

○議長（坂田秀昭君）森田副町長。

○副町長（森田明君）引き続きまして、各会計予算案の主要事項を中心に説明させていただきます。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○議長（坂田秀昭君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

説明願います。

土木費関係からよろしくお願いします。

○副町長（森田明君）引き続き説明させていただきます。

22ページの下段でございます。

8款の土木費関係でございます。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

明日は、議案調査のため休会にしたいと思います。

したがって、明後日、7日は午前9時30分より本会議を開きたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、大変ご苦労さまでございました。

(午後 2 時 4 3 分)